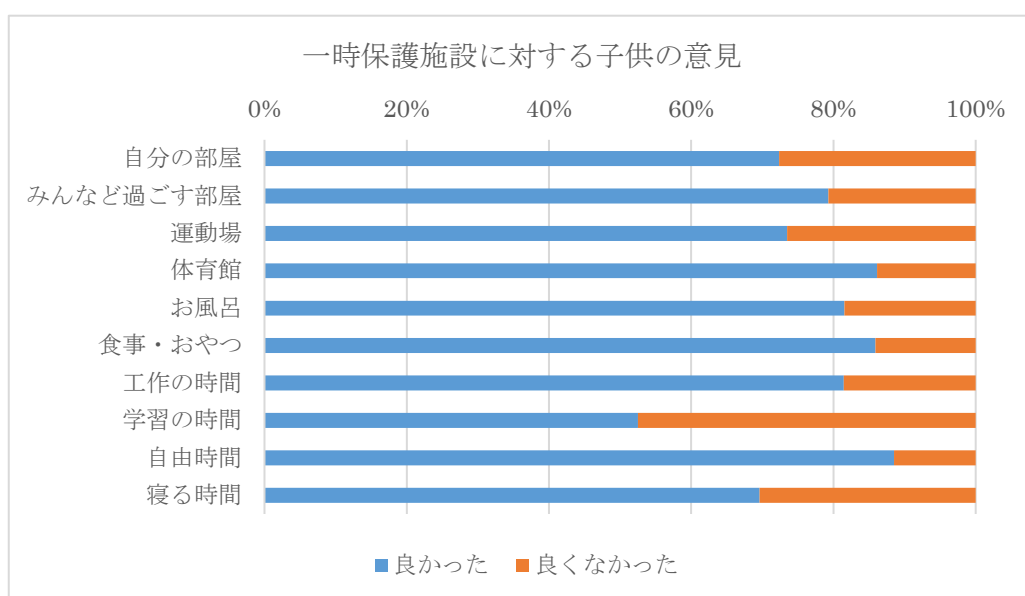


1 一時保護施設に入所したことの児童に対するアンケート調査

- ・ 調査方法：郵送法
- ・ 調査対象：児童養護施設及び自立援助ホームに入所中で、これまでに一時保護施設に入所したことがある子供
- ・ 調査時期：令和 6 年 9 月
- ・ 回 収 数：301 人

《調査結果》



○一時保護施設でよかったこと（複数回答可）

	ア 自分の部屋	イ みんなと過ごす部屋	ウ 運動場	エ 体育館	オ 風呂	カ 食事・おやつ	キ 工作の時間	ク 学習の時間	ケ 自由時間	コ 寝る時間	サ その他
ア 小学1～3年生	14	16	14	16	12	20	17	9	25	12	2
イ 小学4～6年生	26	30	24	33	19	33	26	21	46	28	4
ウ 中学1～3年生	39	45	27	42	31	42	27	26	57	31	2
エ 高校1～3年生	19	19	7	18	11	17	6	7	31	13	3
オ その他	3	1	0	2	1	3	1	0	2	2	1
(不明)	1	0	0	1	1	1	2	0	1	1	0
合計	102	111	72	112	75	116	79	63	162	87	12
全体における割合	33.9%	36.9%	23.9%	37.2%	24.9%	38.5%	26.2%	20.9%	53.8%	28.9%	4.0%

（主なよかった理由）※理由の後のカッコ内は回答数

- 自分の部屋＝「個室だから(9)」「部屋がきれい(3)」「設備がよい(2)」
- 運動場＝「楽しい(10)」「運動が好きだから(6)」
- 体育館＝「楽しい(26)」「友達と交流できる(7)」「遊具が充実している(6)」
- 食事やおやつ＝「楽しい(21)」「おいしい(11)」「みんなと食べられる(5)」
- 寝る時間＝「規則正しい(3)」「よく眠れた(3)」

○ 一時保護施設でよくなかったこと（複数回答可）

	ア 自分の部屋	イ みんなと過ごす部屋	ウ 運動場	エ 体育館	オ 風呂	カ 食事・おやつ	キ 工作の時間	ク 学習の時間	ケ 自由時間	コ 寝る時間	サ その他
ア 小学1～3年生	6	3	3	3	1	2	1	8	2	4	1
イ 小学4～6年生	9	6	3	4	3	4	5	11	5	6	3
ウ 中学1～3年生	14	11	11	6	5	7	7	20	7	10	9
エ 高校1～3年生	10	8	8	5	8	6	5	16	7	17	2
オ その他	0	1	1	0	0	0	0	2	0	1	0
(不明)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	39	29	26	18	17	19	18	57	21	38	15
全体における割合	13.0%	9.6%	8.6%	6.0%	5.6%	6.3%	6.0%	18.9%	7.0%	12.6%	5.0%

（主なよくなかった理由） ※理由の後のカッコ内は回答数

- 自分の部屋＝「個室(さみしい等)(5)」「狭い(3)」「設備が不十分(テレビがない、押入の襖がない)(3)」(→第16条)
- みんなと過ごす部屋＝「みんなと過ごすのが嫌(6)」(→第16条)
- 運動場＝「スペースが限られている(狭い)(5)」(→第16条)
- 体育館＝「狭い(1)」「一人になれない(1)」(→第16条)
- 風呂＝「タオルが少ない(1)」「他人に見られる(1)」(→第16条)
- 食事やおやつ＝「少ない(2)」「まずい(1)」(→第27条)
- 学習の時間＝「勉強が嫌い・苦手(12)」「面倒(7)」「長い(4)」「難易度が高い(4)」(→第30条)
- 自由時間＝「一人になれない(3)」
- 寝る時間＝「就寝時間が早い(10)」「一人は寂しい(2)」

2 県こども家庭センター職員に対するヒアリング

（主な意見）

- ✓ 第三者評価は参酌すべき基準だがいれたほうが良い。(第5条)
- ✓ 児童の意見、意向については、どこまで尊重すべきなのか。子供の権利擁護については、課題意識をもって取り組みたいと考えている。(第10条)
- ✓ 子供の権利の制限や行動、所持品等の制限の禁止については、どこまで求められるのか。「正当な理由がなく」等の基準が分からない。(第11条、第12条、第13条)
- ✓ 子供の通学について、西部こども家庭センターは管轄が広域なので、難しい面がある。(第30条)
- ✓ 一時保護施設の運営に係るルール等の細かな部分は、条例で制定するのではなく、マニュアル等で整理すべき。
- ✓ 西部こども家庭センターと東部こども家庭センターの一時保護施設で条例の運用が違うことがないよう、実際の運営面について、よく議論し調整すべき。

3 アンケート、ヒアリングに基づく条例の内容の検討

条文	基準
(一時保護施設の一般原則) 第五条 3 所長は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、<u>定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u>	参酌すべき基準
(児童の権利擁護) 第十条 2 一時保護施設においては、<u>入所した児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。</u>	従うべき基準
(児童の権利の制限) 第十一条 一時保護施設においては、<u>正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。</u>	従うべき基準
(児童の行動の制限) 第十二条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。	従うべき基準
(児童の所持品等) 第十三条 一時保護施設においては、<u>合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。</u>	従うべき基準
(設備の基準) 第十六条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十九条第二項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十九条第二項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この条並びに第二十条第一項及び第二項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。 四 <u>児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。</u> 五 <u>少年（法第四条第一項第三号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。</u> 六 <u>少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。</u>	従うべき基準 従うべき基準 （定員を除く） 参酌すべき基準 参酌すべき基準

条文	基準
八 <u>学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。</u> 九 <u>浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。</u> 十 <u>居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。</u> 十二 <u>児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。</u>	参酌すべき基準 参酌すべき基準 参酌すべき基準 従うべき基準
（食事） 第二十七条 2 <u>一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。</u> 3 <u>食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</u>	従うべき基準 従うべき基準
（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等） 第三十条 2 <u>一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。</u> 3 <u>所長は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	参酌すべき基準 従うべき基準